

団体割引
25%適用

2023年度版

「休業リスク」に備える

弁護士所得補償プラン 2023

■所得補償保険 ■団体長期障害所得補償保険(GLTD)

「弁護士所得補償プラン」のご紹介動画ができました。



スマホで簡単に見れました。

わかりやすかったです。



全弁協「所得補償保険」過去5年間
保険金お支払実績*

お支払件数	約599件
総支払保険金額	約10億6,900万円

※2017年度～2021年度にお支払いした実績です。

- 1 入院だけでなく、自宅療養*による休職期間も対象
※医師の指示によるもの。
- 2 うつ病、統合失調症など「心の病」も対象
- 3 GLTDのみ単独加入もOK!
対象期間5年間、10年間、満70歳までの3パターンから長期補償を確保できます。
- 4 簡単な加入手続き! 医師の診査は不要
- 5 団体割引25%適用
- 6 保険金の請求がなければ保険料の20%が戻ります。
(中途脱退の場合は無事故戻し返れい金はありません。)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、12ページ「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

① 所得補償保険

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能(身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業、または職務に全く従事できない状態)になった場合、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いします。なお、対象期間は12か月または24か月が選べます。

単独加入できます

② 団体長期障害所得補償保険(GLTD)

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害(支払対象外期間中は、身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務に全く従事できないこと。対象期間中は、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。)となった場合、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いします。対象期間は5年、10年、満70歳まで3プランから選べます。満70歳満了のプランは、保険始期時点で満65歳から満69歳の方の対象期間は一律3年となります。

① 所得補償保険

＜精神障害拡張補償特約セット＞

病気やケガで、入院や医師の指示による自宅療養をせざるをえない就業不能状態の場合に、支払対象外期間終了後、12か月または24か月ご契約の保険金額を補償します

② 団体長期障害所得補償保険(GLTD)

＜精神障害拡張補償特約セット＞

支払対象外期間終了後、就業障害状態の場合に最長満70歳(満65歳以上の方は3年間)まで収入の減少を補償します

支払対象外期間7日

就業不能(12か月または24か月)

支払保険金 = ご契約の保険金額(月額) × 就業不能期間の月数

就業障害(5年・10年最長満70歳まで)

支払保険金(月額) = ご契約の保険金額 × 所得喪失率

所得喪失率 = (就業障害発生前の所得額 - 回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額
回復所得額 = 支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます

就業不能発生

最長満70歳まで

おすすめ

①所得補償保険と②団体長期障害所得補償保険(GLTD)をセットで加入する
リレープランでは最長満70歳までの超長期補償が可能です。

全弁協の所得補償保険の商品ラインナップイメージ

補償

所得補償保険
GLTD

① 所得補償保険

7日 最長1年間

※精神障害による休業は最長12か月

③ 「5年ガード」(団体長期障害所得補償保険(GLTD))

30日 最長5年間

※精神障害による休業は最長24か月

④ 「10年ガード」(団体長期障害所得補償保険(GLTD))

30日 最長10年間

※精神障害による休業は最長24か月

② リレープラン 所得補償保険+ 団体長期障害所得補償保険(GLTD)

7日 12か月間 最長70歳まで

※精神障害による休業は最長36か月
(所得12か月+GLTD24か月)

⑤ リレープラン (所得補償保険+「団体長期障害所得補償保険(GLTD)5年ガード」)

7日 12か月間 最長6年間

※精神障害による休業は最長36か月
(所得12か月+GLTD24か月)

特長

1. 所得補償保険は、病気やケガで働けなくなったとき、最長24か月間ご加入いただいた保険金額を毎月定額でお支払いします。
(入院も自宅療養もお支払いする保険金は同額です。)

■保険金お支払例 (所得補償保険AN型に10口加入した場合)

- ・対象期間12か月 (保険金をお支払いする期間) ・保険金額100万円/月 ・支払対象外期間7日
- ・入院による就業不能時追加補償特約 (支払対象外期間0日) セット ・精神障害拡張補償特約セット

<例えば>

脳出血で3か月間入院、その後、自宅療養にて9か月のリハビリを経て業務復帰。
所得補償保険の保険金額100万円、対象期間12か月のタイプに加入していたため、
総額で1,200万円の保険金が支払われた。

100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



上記のお支払例は入院による就業不能時追加補償特約 (支払対象外期間0日) がセットされた型にご加入の場合を表しています。

支払保険金額

1,200万円

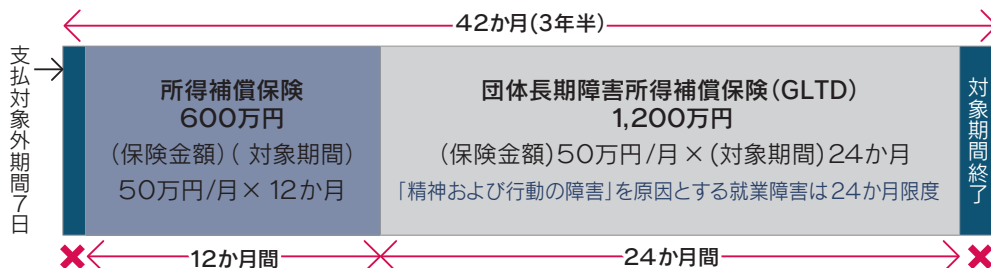
2. うつ病、統合失調症、不安障害、その他の精神および行動の障害による休職も補償

■保険金お支払例 (所得補償保険AYS型に5口、団体長期障害所得補償保険(GLTD)AW型5口に加入した場合)

- 所得補償保険 ・対象期間12か月 (保険金をお支払いする期間) ・保険金額50万円/月
・支払対象外期間7日 ・精神障害拡張補償特約セット ・天災危険補償特約セット
- 団体長期障害所得補償保険 ・保険金額50万円/月 ・支払対象外期間372日 ・精神障害拡張補償特約セット
・天災危険補償特約セット

<例えば>

弁護士業務の他に弁護士会の役員等多忙を極め、ある朝突然、起き上がれなくなった。
うつ病と診断され、入院にまではいたらなかったが3年半の休職を余儀なくされた。
最初の12か月間は所得補償保険から、2年目以降は団体長期障害所得補償保険 (GLTD) から
月々50万円ずつ、3年間で総額1,800万円の保険金が支払われた。



支払保険金額

1,800万円

3. 団体長期障害所得補償保険 (GLTD) のみ単独でも加入できます。

就業障害となった場合は、所得の喪失率に応じて保険金額の20%~100%をお支払いします。

5年ガード 対象期間5年間

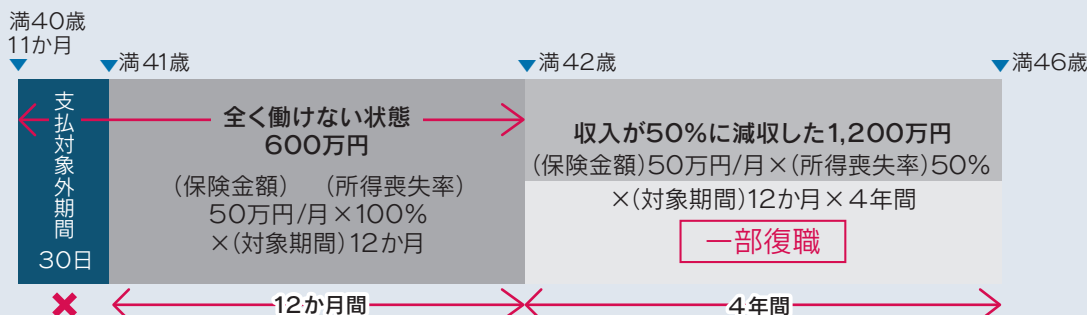
おすすめ

■保険金お支払例 (団体長期障害所得補償保険 5Y1W型に5口加入した場合)

- ・支払対象外期間30日 ・保険金額50万円/月 ・精神障害拡張補償特約セット ・天災危険補償特約セット

<例1>

あと1か月で満41歳になるとき、地震により家屋が倒壊し脊椎を損傷、一命は取り止めたが常時車いすを使用する生活になった。受傷後約13か月は全く働けない状態だったが、リハビリの甲斐あって一部復職が可能となったものの、4年間所得が50%に減収した。
※所得喪失率 = (就業障害発生前の所得額 - 回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額



支払保険金額

1,800万円

対象期間満70歳まで

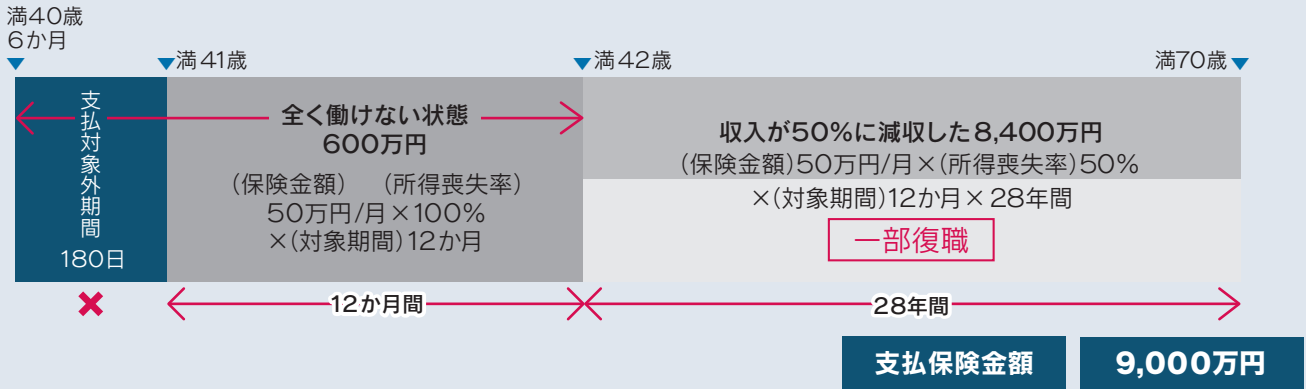
■保険金お支払例（団体長期障害所得補償保険 SW型に5口加入した場合）

・支払対象外期間 180日 ・保険金額50万円/月 ・精神障害拡張補償特約セット ・天災危険補償特約セット

<例2>

40歳と6か月のとき、地震により家屋が倒壊し脊椎を損傷、一命は取り止めたが常時車いすを使用する生活になった。受傷後1年半は全く働けない状態だったが、リハビリの甲斐あって一部復職が可能となったものの、満70歳まで所得が50%に減収した。

※所得喪失率＝(就業障害発生前の所得額－回復所得額)÷就業障害発生前の所得額)



4. ご加入にあたり、医師による診査は不要です。加入手続きは下記の質問事項にお答えいただくだけです。ただし、告知の内容によってはご加入をお断りする場合があります。

■次の3項目のすべてにおいて該当しない(いいえ)場合に、ご加入がいただけます。

- 告知日現在、**お仕事に就かれていない**、またはお仕事による**収入(勤労収入)を得ていない**状態。
(所得補償保険家事従事者特約セットの場合)告知日現在、主として家庭において炊事・掃除・洗濯および育児等の家事を行っていない状態。
- 告知日から**過去1年以内**に下表「疾病・症状一覧表」記載の疾病・症状により**医師の診察、検査、治療または投薬をうけたことがある**。
- (他の保険契約等※をご契約の方のみ)この保険の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の**保険金額が合算で600万円以上である**。
※他の保険契約等とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等

疾病群	疾病・症状一覧表
A群	胃・腸の病気 ●炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病 ●肝硬変 ●慢性肝炎●肝肥大●すい炎
C群	腎臓・泌尿器の疾病 ●慢性腎炎●ネフローゼ●腎不全●副腎しゅよう
D群	気管支・肺の疾病 ●結核●肺線維症●慢性閉塞性肺疾患(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))
E群	脳血管・循環器関係の疾病 ●脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血) ●心臓弁膜症●心筋こうそく●心筋症●狭心症 ●不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。) ●心雑音●動脈硬化症 ●動脈瘤
F群	腰・脊椎の疾病 ●骨のしゅよう性疾患
Z群	その他 ●糖尿病●紫斑病●結核性疾患(カリエスなど) ●脳しゅよう●悪性しゅよう(各種がん・上皮内新生物・肉腫) ●白血病 ●悪性リンパ腫●アルツハイマー病●ベーチェット病●こうげん病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など) ●リウマチ熱●精神および行動の障害(統合失調症・気分(感情)障害(躁うつ病、うつ病など)・恐慌性(パニック)障害・心的外傷後ストレス障害(PTSD)・アルコール依存など)

告知の大切さについてご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受取いただけない場合があります。
※「ご加入に際して特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」,19ページ以降を必ずお読みください。

所得

補償保険 保険料

- 下記以外の補償内容については取扱代理店までお問合わせください。
- 保険料の払込方法は、一時払・半年払・月払の3種類からお選びください。
- 保険料の他、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)として1件につき1回105円が口座振替されます。

保険金額は
1口10万円から

例… 3口加入の場合
月額保険金額

30万円

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間(7日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、ファーストプランの場合、入院による就業不能については、支払対象外期間(7日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。7日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

団体割引 25% 保険期間: 1年
職種レベル: 1級

所得補償保険
精神障害拡張補償特約セット

固定費の支出に備えたい方にオススメ

標準プラン 保険金額10万円(1口)あたり

支払対象外期間 7日

補償内容	対象期間	12か月
	保険金額(月額)	10万円
	傷害死亡・後遺障害保険金	なし
	主な特約	天災危険補償特約セット(地震・噴火またはこれらによる津波)

支払方法 加入型	一時払	
	AYS型	AS型
満25歳～満29歳	9,110円	830円
満30歳～満34歳	11,240円	1,030円
満35歳～満39歳	14,000円	1,280円
満40歳～満44歳	17,450円	1,600円
満45歳～満49歳	20,890円	1,910円
満50歳～満54歳	24,170円	2,220円
満55歳～満59歳	25,550円	2,340円
満60歳～満63歳	26,930円	2,470円
満64歳～満69歳	26,930円	2,470円
満70歳～満74歳	40,740円	3,730円
満75歳～満79歳	54,930円	5,040円

短期の入院にも備えたい方にオススメ

「ファーストプラン」では、入院による就業不能になった場合は、支払対象外期間にかかわらず、入院1日目からお支払いします。

ファーストプラン 保険金額10万円(1口)あたり

支払対象外期間 7日 (入院による支払対象外期間は0日)

入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)セット

補償内容	対象期間	12か月
	保険金額(月額)	10万円
	傷害死亡・後遺障害保険金	なし
	主な特約	天災危険補償特約セット(地震・噴火またはこれらによる津波)

支払方法 加入型	一時払	
	AYSN型	ASN型
満25歳～満29歳	11,550円	1,060円
満30歳～満34歳	13,850円	1,270円
満35歳～満39歳	16,910円	1,550円
満40歳～満44歳	21,110円	1,940円
満45歳～満49歳	25,320円	2,320円
満50歳～満54歳	29,000円	2,660円
満55歳～満59歳	30,680円	2,810円
満60歳～満63歳	31,750円	2,910円
満64歳～満69歳	31,750円	2,910円
満70歳～満74歳	48,650円	4,460円
満75歳～満79歳	66,100円	6,060円

団体 長期

障害所得補償保険(GLTD)保険料

- 下記以外の補償内容については取扱代理店までお問合わせください。
- 保険料の払込方法は、一時払・月払の2種類からお選びください。
- 保険料の他、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)として1件につき1回105円が口座振替されます。

おすすめ

団体長期障害所得補償保険(GLTD)に支払対象期間を短くして保険料負担を抑えた**5年ガード・10年ガード**が登場!!

【保険金額50万円/月 男性40歳で加入した場合】

「5年ガード」の場合

所得補償保険 (支払対象外期間7日 対象期間12か月)

▼ 満41歳

全く働けない状態600万円
(保険金額) (所得喪失率) (対象期間)
50万円/月 × 100% × (対象期間)12か月

支払対象外期間 7日

12か月間

GLTD (支払対象外期間30日 対象期間5年間)

▼ 満41歳

全く働けない状態600万円
(保険金額) (所得喪失率) (対象期間)
50万円/月 × 100% × (対象期間)12か月

支払対象外期間 30日

▼ 満42歳

▼ 満46歳

収入が50%に減収した1,200万円
(保険金額) 50万円/月 × (所得喪失率) 50%
× (対象期間)12か月 × 4年間

一部復職

5年間

AS型 月払保険料 **8,000円**

5年ガード

5M1W型 月払保険料 **10,140円**

所得補償保険に未加入の方に、**おすすめ!**です。

リレープランの場合

所得補償保険 (支払対象外期間7日 対象期間12か月)

▼ 満41歳

全く働けない状態600万円
(保険金額) (所得喪失率) (対象期間)
50万円/月 × 100% × (対象期間)12か月

支払対象外期間 7日

12か月間

GLTD (支払対象外期間372日 対象期間28年間)

▼ 満42歳

▼ 満70歳

収入が50%に減収した8,400万円
(保険金額) 50万円/月 × (所得喪失率) 50%
× (対象期間)12か月 × 28年間

一部復職

28年間

AS型 月払保険料 8,000円

AW型 月払保険料 + **12,860円**

月払保険料 20,860円

保険料負担を抑えられます。

リレープランの場合

所得補償保険 (支払対象外期間7日 対象期間12か月)

▼ 満41歳

全く働けない状態600万円
(保険金額) (所得喪失率) (対象期間)
50万円/月 × 100% × (対象期間)12か月

支払対象外期間 7日

12か月間

GLTD (支払対象外期間372日 対象期間5年間)

▼ 満42歳

▼ 満47歳

収入が50%に減収した1,500万円
(保険金額) 50万円/月 × (所得喪失率) 50%
× (対象期間)12か月 × 5年間

一部復職

5年間

AS型 月払保険料 8,000円

5M2W型 月払保険料 + **4,185円**

月払保険料 12,185円

<主な保険料>

1 5年ガード

- 保険金額10万円(1口) ・GLTD: 5M1W型
 ・支払対象外期間30日
 ・対象期間5年間
 ・精神障害拡張補償特約(2年)
 ・天災危険補償特約セット

年齢群	男性	女性
25歳~29歳	989円	716円
30歳~34歳	1,152円	1,002円
35歳~39歳	1,441円	1,480円
40歳~44歳	2,028円	2,288円
45歳~49歳	3,020円	3,429円

*上記以外の保険料は6~8ページをご確認ください。

2 リレープラン (所得+GLTDの合計)

- 保険金額10万円(1口) ・所得補償: AS型+GLTD: 5M2W型
 ・支払対象外期間7日
 ・対象期間6年間
 ・精神障害拡張補償特約(3年)
 ・天災危険補償特約セット

年齢群	男性	女性
25歳~29歳	1,190円	1,102円
30歳~34歳	1,440円	1,414円
35歳~39歳	1,803円	1,870円
40歳~44歳	2,437円	2,643円
45歳~49歳	3,297円	3,640円

保険金額は
1口10万円から

例… 3口加入の場合
月額保険金額

30万円

団体割引 25% 保険期間：1年
団体長期障害所得補償保険（GLTD）
精神障害拡張補償特約セット

団体長期障害所得補償保険（GLTD）のみ単独で加入される方にオススメ

5年ガード

保険金額10万円(1口)あたり 支払対象外期間

30日

補償内容	対象期間	5年間
	保険金額(月額)	10万円
	加入限度額	150万円(15口)
	主な特約	天災危険補償特約セット(地震・噴火またはこれらによる津波)

支払方法 加入型	一時払		月払	
	5Y1W型		5M1W型	
性別	男性	女性	男性	女性
満25歳～満29歳	11,864円	8,589円	989円	716円
満30歳～満34歳	13,821円	12,022円	1,152円	1,002円
満35歳～満39歳	17,291円	17,759円	1,441円	1,480円
満40歳～満44歳	24,335円	27,456円	2,028円	2,288円
満45歳～満49歳	36,244円	41,144円	3,020円	3,429円
満50歳～満54歳	50,280円	54,667円	4,190円	4,556円
満55歳～満59歳	74,446円	74,348円	6,204円	6,196円
満60歳～満64歳	117,060円	106,124円	9,755円	8,844円
満65歳	165,946円	140,219円	13,829円	11,685円

団体長期障害所得補償保険（GLTD）のみ単独で加入される方にオススメ

10年ガード

保険金額10万円(1口)あたり 支払対象外期間

30日

補償内容	対象期間	10年間
	保険金額(月額)	10万円
	加入限度額	150万円(15口)
	主な特約	天災危険補償特約セット(地震・噴火またはこれらによる津波)

支払方法 加入型	一時払		月払	
	1Y1W型		1M1W型	
性別	男性	女性	男性	女性
満25歳～満29歳	17,133円	12,702円	1,428円	1,058円
満30歳～満34歳	20,504円	18,319円	1,709円	1,527円
満35歳～満39歳	26,545円	27,783円	2,212円	2,315円
満40歳～満44歳	38,344円	44,292円	3,195円	3,691円
満45歳～満49歳	58,478円	67,877円	4,873円	5,656円
満50歳～満54歳	82,795円	91,938円	6,900円	7,662円
満55歳～満59歳	124,826円	127,169円	10,402円	10,597円
満60歳	201,240円	185,807円	16,770円	15,484円

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

所得補償保険 とセットで加入される方にオススメ

リレープラン

5年ガード

保険金額10万円(1口)あたり 支払対象外期間

372日

補償内容	対象期間	5年間
	保険金額(月額)	10万円
	加入限度額	150万円(15口)
	主な特約	天災危険補償特約セット(地震・噴火またはこれらによる津波)

支払方法	一時払		月払	
	5Y2W型		5M2W型	
加入型				
性別	男性	女性	男性	女性
満25歳～満29歳	4,325円	3,262円	360円	272円
満30歳～満34歳	4,918円	4,604円	410円	384円
満35歳～満39歳	6,273円	7,079円	523円	590円
満40歳～満44歳	10,046円	12,511円	837円	1,043円
満45歳～満49歳	16,643円	20,759円	1,387円	1,730円
満50歳～満54歳	29,642円	35,044円	2,470円	2,920円
満55歳～満59歳	51,880円	55,364円	4,323円	4,614円
満60歳～満64歳	91,050円	85,968円	7,587円	7,164円
満65歳	138,814円	119,524円	11,568円	9,960円

所得補償保険 とセットで加入される方にオススメ

リレープラン

10年ガード

保険金額10万円(1口)あたり 支払対象外期間

372日

補償内容	対象期間	10年間
	保険金額(月額)	10万円
	加入限度額	150万円(15口)
	主な特約	天災危険補償特約セット(地震・噴火またはこれらによる津波)

支払方法	一時払		月払	
	1Y2W型		1M2W型	
加入型				
性別	男性	女性	男性	女性
満25歳～満29歳	7,024円	5,575円	585円	465円
満30歳～満34歳	8,003円	7,817円	667円	651円
満35歳～満39歳	10,514円	12,348円	876円	1,029円
満40歳～満44歳	17,115円	21,893円	1,426円	1,824円
満45歳～満49歳	28,596円	36,824円	2,383円	3,069円
満50歳～満54歳	51,490円	62,675円	4,291円	5,223円
満55歳～満59歳	90,693円	99,446円	7,558円	8,287円
満60歳	160,708円	155,369円	13,392円	12,947円

※リレープランでご加入の場合、別途 所得補償保険のご加入が必要となります。

保険金額は
1口10万円から

例… 3口加入の場合
月額保険金額

30万円

団体割引 25% 保険期間：1年
団体長期障害所得補償保険（GLTD）
精神障害拡張補償特約セット

所得補償保険 とセットで加入される方にオススメ

リレープラン

満70歳まで

保険金額10万円(1口)あたり 支払対象外期間

180日

補償内容	対象期間	満70歳まで
	保険金額(月額)	10万円
	加入限度額	150万円(15口)
	主な特約	天災危険補償特約セット(地震・噴火またはこれらによる津波)

支払方法 加入型	一時払		月払	
	SYW型		SW型	
性別	男性	女性	男性	女性
満25歳～満29歳	15,915円	13,952円	1,326円	1,163円
満30歳～満34歳	17,186円	18,389円	1,432円	1,532円
満35歳～満39歳	21,252円	26,920円	1,771円	2,243円
満40歳～満44歳	32,117円	44,118円	2,676円	3,682円
満45歳～満49歳	48,493円	65,424円	4,041円	5,452円
満50歳～満54歳	74,986円	93,590円	6,249円	7,799円
満55歳～満59歳	103,393円	113,396円	8,616円	9,450円
満60歳～満64歳	116,206円	110,201円	9,684円	9,183円
満65歳～満69歳	89,936円	76,428円	7,495円	6,369円

所得補償保険 とセットで加入される方にオススメ

リレープラン

満70歳まで

保険金額10万円(1口)あたり 支払対象外期間

372日

補償内容	対象期間	満70歳まで
	保険金額(月額)	10万円
	加入限度額	150万円(15口)
	主な特約	天災危険補償特約セット(地震・噴火またはこれらによる津波)

支払方法 加入型	一時払		月払	
	AYW型		AW型	
性別	男性	女性	男性	女性
満25歳～満29歳	15,120円	13,415円	1,260円	1,118円
満30歳～満34歳	16,485円	17,713円	1,374円	1,476円
満35歳～満39歳	20,410円	26,228円	1,701円	2,186円
満40歳～満44歳	30,867円	42,585円	2,572円	3,549円
満45歳～満49歳	46,589円	63,042円	3,882円	5,253円
満50歳～満54歳	71,411円	89,536円	5,951円	7,461円
満55歳～満59歳	97,119円	107,029円	8,093円	8,919円
満60歳～満64歳	106,087円	100,620円	8,841円	8,385円
満65歳～満69歳	88,178円	75,184円	7,348円	6,265円

※リレープランでご加入の場合、別途 所得補償保険のご加入が必要となります。

よくあるご質問

1. 所得補償保険の保険金は何回請求できますか？

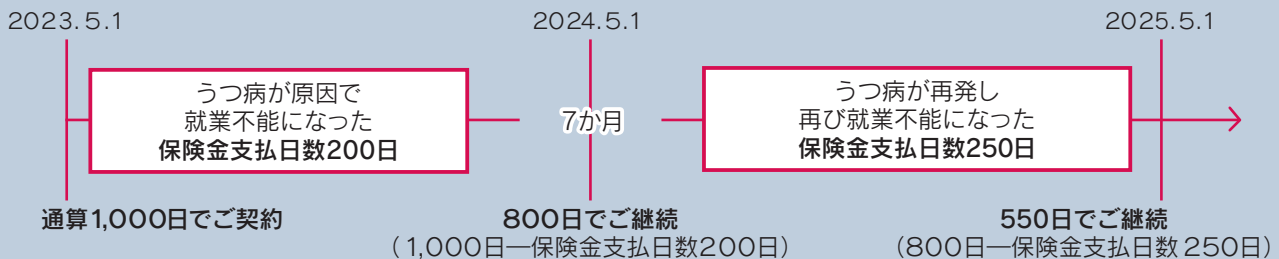
通算して1000日分の保険金が支払われるまで、何回でも請求できます。
ただし、1回の対象期間は 12か月または 24か月です。

所得補償保険

通算支払限度期間方式のしくみ

保険金をお受取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、その病気を補償対象外とせず、契約をご継続いただけるため、長期の継続加入が可能です。

就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能になった場合は後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなします。



2. 保険金はどのように計算されますか？

次の計算式によって算出した金額をお支払いします。
被保険者(保険の対象となる方)が受取った保険金は非課税です。

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{*1} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{*2} \text{の月数}^{*3}$$

$$\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{*2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$$

- ※1. 加入者証記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。
ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。
- ※2. 加入者証に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(12か月または24か月)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。
- ※3. 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。

<例えば>

所得補償保険 保険金額50万円 対象期間12か月 支払対象外期間7日間に加入の場合
自転車走行中、自動車にはねられ骨盤を骨折。救急車で病院に搬送され入院とリハビリのため4か月休職した。

※他の特約はなかったものとする。

- 事故日 2023年6月1日 ■仕事ができなかった期間 2023年6月1日から9月30日
- 支払対象外期間 2023年6月1日～6月7日
- 保険金をお支払いする期間 2023年6月8日～9月30日

$$\text{お支払いする保険金} = (50\text{万円} \times 3\text{か月}) + (50\text{万円} \times 23\text{日} \div 30\text{日}) = 1,883,333\text{円}$$

3. 団体長期障害所得補償保険(GLTD)は、精神および行動の障害による就業障害も対象期間(5年・10年・満70歳)まで支払われますか？

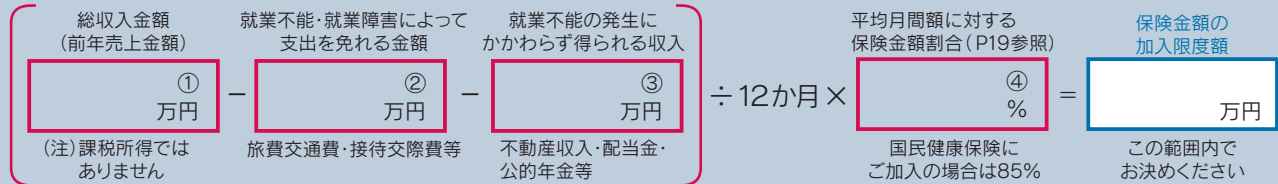
いいえ、団体長期障害所得補償保険(GLTD)は、精神および行動の障害にかぎり保険金の対象期間は 最長24か月です。

4. 保険金額はどのように決めたいですか？ 【注意】ご継続の場合も必ずご確認ください。

ご契約いただく保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度(※)等も考慮のうえ設定してください。

本保険で対象となる所得とは、加入依頼書記載の職業、または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得、または雑所得に係る総収入金額から就業不能または就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものの。ただし、就業不能または就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

(※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



< 例え >

① 売上(収入)金額 1,000万円 ② 旅費交通費・接待交際費 200万円

③ 配当金等の不労所得なし ④ 国民健康保険に加入の場合

(① 1,000万円 - ② 200万円 - ③ 0円) ÷ 12 × ④ 85% = 566,666.6円

加入保険金額

10万円～50万円

5. 保険料は生命保険料控除の対象になりますか？

はい。本保険は「介護医療保険料控除※」の対象です。(2022年11月現在)

ただし、「傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料」、「葬祭費用補償特約保険料」は除きます。

	契約者	被保険者	保険金受取人	税務処理	備考
1	個人事業主	事業主本人		※介護医療保険料控除	
2	個人事業主	使用人の全員		必要経費	福利厚生費
3	個人事業主	特定の使用人		必要経費	給与
4	個人事業主	使用人	個人事業主	必要経費	支払保険料
5	法人	役員・従業員の全員		損金	福利厚生費
6	法人	従業員の全員		損金	福利厚生費
7	法人	役員・特定の従業員		損金(原則)	給与
8	法人	役員・特定の従業員	法人	損金	支払保険料

詳細は税理士にご相談ください。

6. 満期返れい金がありますか？

いいえ、満期返れい金はありません。

ただし、保険金の請求がなければ、毎年7月15日※に「**無事故戻し返れい金**」として前年度契約保険料の20%をお返しします。保険期間の途中で加入された場合も同様です。

(中途脱退をされた場合、無事故戻し返れい金はありません。)※金融機関が休業日の場合は前営業日

< 例え >

所得補償保険の「半年払」契約に、2023年5月1日より加入した。

1回分の保険料は53,300円。 払込保険料 106,600円(53,300円×2回)

無事故戻し返れい金 106,600円×20% = **21,320円**

< 例え >

団体長期障害所得補償保険(GLTD)の「月払」契約に、2023年9月1日より中途加入をした。

1回分の保険料は7,866円。 払込保険料 62,928円(7,866円×8回)

無事故戻し返れい金 62,928円×20% = 12,585.6 → **12,586円**

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険(GLTD)共に
「精神および行動の障害」も補償!

所得補償保険
団体長期障害所得補償保険(GLTD) 共に 保険金のお支払対象となる精神障害(例)

F00	アルツハイマー病の認知症
F01	血管性認知症
F02	他に分類されるその他の疾患の認知症
F03	詳細不明の認知症
F04	器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F05	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F06	脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害
F07	脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害
F09	詳細不明の器質性または症状性精神障害
F20	統合失調症
F21	統合失調症型障害
F22	持続性妄想性障害
F23	急性一過性精神病性障害
F24	感応性妄想性障害
F25	統合失調感情障害
F28	その他の非器質性精神病性障害
F29	詳細不明の非器質性精神病
F30	躁病エピソード
F31	双極性感情障害(躁うつ病)
F32	うつ病エピソード
F33	反復性うつ病性障害
F34	持続性気分(感情)障害

F38	その他の気分(感情)障害
F39	詳細不明の気分(感情)障害
F40	恐怖症性不安障害
F41	その他の不安障害
F42	強迫性障害(強迫神経症)
F43	重度ストレスへの反応及び適応障害
F44	解離性(転換性)障害
F45	身体表現性障害
F48	その他の神経症性障害
F50	摂食障害
F51	非器質性睡眠障害
F52	性機能不全、器質性障害または疾病によらないもの
F53	産じょく(褥)に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの
F54	他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因
F55	依存を生じない物質の乱用
F59	生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群
F60	特定の人格障害
F61	混合性及びその他の人格障害
F62	持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの
F63	習慣及び衝動の障害
F64	性同一性障害

所得補償保険
団体長期障害所得補償保険(GLTD) 共に 保険金のお支払対象とならない精神障害

F10	アルコール使用(飲酒)による精神及び行動の障害
F11	アヘン類使用による精神及び行動の障害
F12	大麻類使用による精神及び行動の障害
F13	鎮静薬または催眠薬使用による精神及び行動の障害
F14	コカイン使用による精神及び行動の障害
F15	カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害

F16	幻覚薬使用による精神及び行動の障害
F17	タバコ使用(喫煙)による精神及び行動の障害
F18	揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害
F19	多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害

※「厚生労働省大臣官房総計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- **商品の仕組み** : 弁護士所得補償プランでは、次の3つの商品をご案内しております。
 (1) 所得補償保険(所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットした保険)
 (2) 団体長期障害所得補償保険(GLTD)(団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットした保険)
 (3) 奥さま入院補償プラン(ご加入をご希望される方は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)
- **保険契約者** : **全国弁護士協同組合連合会**
- **保険期間** : 2023年5月1日午後4時から2024年5月1日午後4時まで1年間となります。
- **締切日** : 2023年3月24日
- **中途加入** : 中途でのご加入は、毎月10日までにお申込みいただいた場合、翌月1日(午後4時)が保険の加入日となります。本年度中途でのご加入された方も、2024年5月1日で保険期間が終了します。翌年度以降は1年間ごとの保険契約となります。また、更改時、変更・脱退など特段のお申し出がない場合、保険金額・補償内容等前年と同等条件にて自動継続とさせていただきます。(ただし、年齢区分の変更などにより保険料が変更となることがあります。)

■ 引受条件(保険金額等)

保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- **加入者(申込人)** : 弁護士協同組合の組合員
- **被保険者** : ◆ 所得補償保険・団体長期障害所得補償保険(GLTD)
 - (1) 弁護士協同組合の組合員
 - (2) (1)の従業員^(※1)
 - (3) (1)、(2)のご家族^(※2)(満15歳以上満69歳以下の有職の方)
 ◆ 奥さま入院補償プラン(家事従事者特約)配偶者控除の対象となる方、専業主婦(夫)の方がご加入いただけます。主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)にかぎります。
 ※1: 弁護士法人に雇用されている従業員やその家族を被保険者とする場合は、弁護士法人の協同組合加入が必要です。
 ※2: この保険でいう家族とは、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居の親族をいいます。

加入年齢	◆ 所得補償保険	〈弁護士先生〉	〈弁護士以外の方〉
	新規加入	満79歳まで	満69歳まで
	継続加入	満89歳まで	満79歳まで
※ただし、いずれも対象期間2年タイプは、満63歳まで			
◆ 団体長期障害所得補償保険(GLTD) 一律満69歳まで			

- **お支払方法** : ○ 所得補償保険 口座振替(一時払・半年払・月払) ○ 奥さま入院補償プラン 口座振替(半年払・月払)
 ○ 団体長期障害所得補償保険(GLTD) 口座振替(一時払・月払)

- ◆ 月 払: 第1回目保険料は、補償開始月の**22日**(22日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に、以降**毎月22日**に口座引落しになります。
- ◆ 半年払: 第1回目保険料は、**5月22日**
 第2回目保険料は、**11月22日**に口座引落しになります。
- ◆ 一時払: **5月22日**に口座引落しになります。

本制度は、株式会社日本共同システムに保険料収納業務を委託しています。通帳には、金融機関により、「NKSホケン」、
 「NKSフリカエ」または、「ニホンキョウドウシステム」と印字されます。保険料以外に、制度運営費が105円かかります。

- **お手続き方法** : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		2023年3月24日までに、添付の「加入依頼書・預金口座振替依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店にご提出ください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	特段のお手続きは不要です。 損保ジャパンから特段の申し出がない場合には、契約が自動的に継続されます。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ^{※1}	2023年3月24日までに取扱代理店にお申し出ください。
	継続加入を行わない場合	

※1 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

- 中途加入 : 毎月10日までに「加入依頼書＋健康状態に関する告知書」に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご提出ください。
○次の場合は初回保険料の引き落としができません。下記の口座へお振込みください。(振込手数料は加入者負担となります。)
①所得補償保険の「半年払」で、補償開始月が5月、11月以外の場合。
②所得補償保険、団体長期障害所得補償保険 (GLTD)の「一時払」で、補償開始月が5月以外の場合。

みずほ銀行 新橋支店 普通 NO.2676944 口座名義: ぜんこくべんごしきょうどうくみあいれんごうかい 全国弁護士協同組合連合会 所得口

- 中途脱退 : これらの保険から脱退 (解約) される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金 これらの保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■無事故戻し返れい金

保険期間が満了した場合 (保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合) において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能 (保険金の支払事由) または就業障害 (保険金の支払事由) の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。なお、無事故戻し返れい金をお返しした後に保険金をお支払いした場合には、無事故戻し返れい金をお戻しいたできません。
(注) 保険期間の途中で脱退 (解約) 等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。
なお、2022年分の無事故戻し返れい金は、2023年7月14日に日本共同システム (NKS) から保険料振替口座に所定の振込手数料を差引きお振込みします。

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>所得補償保険 (基本補償) *</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害 (病気またはケガ) を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>●次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額 (月額)}^{(*)1} \times \text{就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)}^{(*)2} \text{の月数}^{(*)3}$ </div> <div style="background-color: #d4edda; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)}^{(*)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額 (月額) をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額 (月額) より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間 (1年または2年) が始まり、その対象期間内における就業不能の期間 (日数) をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間 (保険金をお支払いする期間) が1か月に満たない場合または就業不能期間 (保険金をお支払いする期間) に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間 (1年または2年) を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入 (※) および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入 (※) および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害 (病気またはケガ) による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸 (けい) 部症候群 (いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) など <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑨精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能^(※3) ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 (※1) テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合） 続き

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険（基本補償）（*）	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	<p>(※6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7) 「入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）」がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間（日数）をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から7日までとなります。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）についても（注4）の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間（就業不能の開始した日から7日）を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	(※3) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）
傷害による死亡・後遺障害補償特約	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってケガをされた場合	<p>(1) 死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> 死亡保険金の額＝特約保険金額の全額 </div> <p>(2) 後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。</p> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> 後遺障害保険金の額＝ 特約保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%） </div>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）</p> <p>⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など</p>
家事従事者特約（*）	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合	<p>●次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> お支払いする保険金の額＝ 保険金額（月額）^(※1)×就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^(※2)の月数^(※3) </div> <div style="background-color: #d6d8db; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^(※2)＝ 就業ができない期間－支払対象外期間 </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年または2年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間（1年または2年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</p> <p>④妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）など</p>

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合） 続き

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
家事従事者特約（*）	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合	<p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>（※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>● 次の該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能^(※3)</p> <p>⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※3) 精神障害拡張補償特約がセットされているため、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。</p>
入院初期費用補償特約（*）	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として入院し、その入院が支払対象外期間を超えて継続した場合	<p>被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失に対して、入院初期費用保険金額をお支払いします。</p> <p>(※) この特約の支払対象外期間を超える入院が終了した後、被保険者がその入院の原因となった身体障害により再び入院した場合は、後の入院については、保険金をお支払いしません。ただし、基本補償の支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能となり入院した場合は、新たな入院とみなします。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</p> <p>④ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など</p> <p>● 次の該当する入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた入院</p> <p>⑩ 妊娠または出産を原因とした入院</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。</p>

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合） 続き

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
葬祭費用補償特約（*）	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として死亡された場合	被保険者の親族が負担した葬祭費用の実費について、葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。	<p>●次の事由による被保険者の死亡に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③自動車、原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など
団体長期障害所得補償保険（GLTD）（注）	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	<p>●被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。</p> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">お支払いする保険金の額（月額）＝保険金額×所得喪失率^{（※1）}</p> <p style="text-align: center;">（※1）所得喪失率＝$\frac{\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}}{\text{就業障害発生前の所得額}}$</p> </div> <p>（注1）就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額（150万円）を限度とします。</p> <p>（注2）保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>（注3）保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。</p> <p>（注4）補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">保険金をお支払いする期間^{（※2）}＝就業障害である期間－支払対象外期間</p> </div> <p>（※2）協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（5年、10年もしくは、満70歳に達するまで）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。対象期間が満70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。</p> <p>（注5）対象期間（5年、10年もしくは、満70歳に達するまで）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>（注6）原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>（注7）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 <p>（注8）支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>（注）支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。</p> <p>（注9）上記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過することに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。</p> <p>（注）物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数（全国総合）」をもとに算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 <p>（注10）精神障害拡張補償特約をセットした場合、精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p>	<p>●次の事由に起因する身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）、 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{（※1）}を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{（※2）}のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害^{（※3）} ⑨妊娠、出産、早産または流産 ⑩発熱等の他覚的症候のない感染 など <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>（※2）医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p>（※3）この契約は、精神障害拡張補償特約がセットされているため、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p>

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）続き

- (*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- (注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約^(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
- (※) 他社のご契約を含みます。

セットできる主な特約およびその概要

＜所得補償保険にセットできる特約＞

- ①天災危険補償特約（所得補償保険用）
 - ②天災危険補償特約（傷害による死亡・後遺障害補償特約用）
 - ・保険金をお支払いできない主な場合にかかわらず、下記のいずれかに該当する事由によって被った傷害による就業不能に対しても、保険金をお支払いします。
 - (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (2) (1)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ③入院による就業不能時追加補償特約
 - ・普通保険約款にかかわらず、入院による就業不能期間については、支払対象外期間を0日とします。（7日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期入院についてはお支払いできないことがあります。）
 - ④入院初期費用補償特約（パンフレット掲載の型には、セットしておりません。）
 - ・被保険者が傷害または疾病を被り、その直接の結果として入院したとき、その入院が支払対象外期間を超えて継続した場合に50,000円をお支払いします。
 - ⑤葬祭費用補償特約（パンフレット掲載の型には、セットしておりません。）
 - ・被保険者が傷害または疾病を被り、その直接の結果として死亡したとき、被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る葬祭費用の実費を加入者証記載の保険金額を限度にお支払いします。
- *④、⑤の特約をセットされているお客さまは詳細について、取扱代理店までお問い合わせください。

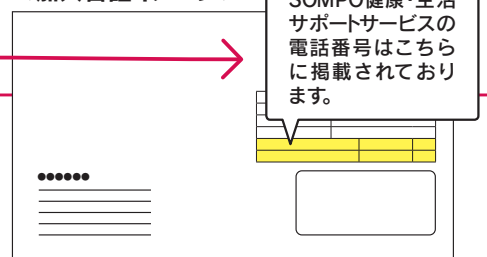
＜団体長期障害所得補償保険（GLTD）にセットできる特約＞

- ⑥天災危険補償特約
 - ・保険金をお支払いできない主な場合にかかわらず、下記のいずれかに該当する就業障害に対しても、保険金をお支払いします。
 - (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害を原因とした就業障害
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害を原因とした就業障害

その他ご注意ください

- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2022年11月現在）
- ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約、葬祭費用補償特約保険料を除きます。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜加入者証イメージ＞



SOMPO 健康・生活サポートサービス

本サービスは、損保ジャパンの所得補償保険・団体長期障害所得補償保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 健康・医療相談
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約
- メンタルヘルス相談
- 医療機関情報提供
- 介護関連相談
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)
- 専門医相談(予約制)
- 法律・税務・年金相談(予約制・30分間)

〈たとえばこんなとき〉

旅先で急病にかかった場合に最寄の病院を紹介してくれないかな？

医療機関情報提供サービス

旅先での最寄の医療機関情報をご提供します。

健康や医療に関する悩んで、職場や友達には相談しにくいんだよね…。

健康・医療相談サービス

経験豊富な看護師が電話で親切に対応します。

法律・税金の相談が気軽にできれば便利なんだけどな…。

法律・税務・年金相談サービス

提携の弁護士、税理士などがアドバイスします。

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

用語のご説明

所得補償保険、団体長期障害所得補償保険 (GLTD) 共通

用語	用語の定義
疾病 (病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害 (ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
身体障害	傷害 (傷害の原因となった事故を含みます。) および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 所得補償保険の場合、骨髄採取手術 (組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします) を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 所得補償保険の骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。

所得補償保険

用語	用語の定義
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間 (日数) をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術 (組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします) を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間 (日数) をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間 (日数) に4日を加えた日数をいいます。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

家事従事者特約の場合の「就業不能」「平均月間所得額」「所得」は、下記のとおりです。

用語	用語の定義
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
所得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
平均月間所得額	2022年11月現在、183千円とします。

団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

用語	用語の定義																					
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。																					
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。																					
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間 (日数) をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し (通算して下表に記載の復職日数以内)、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>型名</th> <th>支払対象外期間</th> <th>復職日数 (限度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Y1W, 5M1W, 1Y1W, 1M1W, 5Y1.5M1, 1Y1.1M1</td> <td>30日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>60YS, 6YSW, 60S, 60SW</td> <td>60日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>90YS, 9YSW, 90S, 90SW</td> <td>90日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>SY, SYW, S, SW</td> <td>180日</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>AY, AYW, A, AW, 5Y2W, 5M2W, 1Y2W, 1M2W, 5Y2, 5M2, 1Y2, 1M2</td> <td>372日</td> <td>28日</td> </tr> <tr> <td>BY, BYW, B, BW</td> <td>737日</td> <td>28日</td> </tr> </tbody> </table>	型名	支払対象外期間	復職日数 (限度)	5Y1W, 5M1W, 1Y1W, 1M1W, 5Y1.5M1, 1Y1.1M1	30日	3日	60YS, 6YSW, 60S, 60SW	60日	5日	90YS, 9YSW, 90S, 90SW	90日	7日	SY, SYW, S, SW	180日	14日	AY, AYW, A, AW, 5Y2W, 5M2W, 1Y2W, 1M2W, 5Y2, 5M2, 1Y2, 1M2	372日	28日	BY, BYW, B, BW	737日	28日
型名	支払対象外期間	復職日数 (限度)																				
5Y1W, 5M1W, 1Y1W, 1M1W, 5Y1.5M1, 1Y1.1M1	30日	3日																				
60YS, 6YSW, 60S, 60SW	60日	5日																				
90YS, 9YSW, 90S, 90SW	90日	7日																				
SY, SYW, S, SW	180日	14日																				
AY, AYW, A, AW, 5Y2W, 5M2W, 1Y2W, 1M2W, 5Y2, 5M2, 1Y2, 1M2	372日	28日																				
BY, BYW, B, BW	737日	28日																				
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。																					
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。																					
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。																					
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。																					

<保険金額の設定について> (注)で継続の場合も必ずご確認ください

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【所得補償保険】

保険金額の目安	
被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

(注) 家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額(月額)は15万円が限度となります。

年齢毎の加入限度額・対象期間		
被保険者の年齢	月額補償加入限度額	対象期間
～満63歳	600万円	1年または2年
満64歳～69歳	600万円	1年のみ
満70歳～74歳	新規 100万円 継続 200万円	1年のみ
満75歳～79歳	新規 50万円 継続 100万円	1年のみ
満80歳～89歳	50万円	1年のみ

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】 <支払対象外期間30日、60日、90日、180日、372日コース>

保険金額の目安	
被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

年齢毎の加入限度額・対象期間		
被保険者の年齢	月額補償加入限度額	対象期間
～満64歳	150万円	満70歳まで
満65歳～69歳	150万円	一律3年

<支払対象外期間737日コース>

保険金額の目安	
被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	70%以下
共済組合(例:公務員)	70%以下

年齢毎の加入限度額・対象期間		
被保険者の年齢	月額補償加入限度額	対象期間
～満64歳	150万円	満70歳まで
満65歳～69歳	150万円	一律3年

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・健康状態に関する告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●健康状態に関する告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合があります。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。

★ 被保険者の職業または職務(※1)

★ 被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。

傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★ 他の保険契約等(※2)の加入状況

(※1) 家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。

(※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）続き

* 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①もしくは②のいずれかの取扱いとなります。

- ① 特別な条件を付けずにご加入いただけます。
- ② 今回はご加入いただけません。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）「医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

- ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注）家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

- ① 他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
- ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合（所得補償保険の場合）
- ③ 加入依頼書に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
- ④ 他の保険契約等がある場合

など

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。

お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2023年5月1日午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）続き

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能または就業障害が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間または就業障害期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内に正当な理由がなくご通知がない場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書 など
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1) 就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2) 身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険】

- 保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な内容とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、月払のときは、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。月払以外のときは、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いしません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）続き

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）にご加入になる方のみご確認ください】

- 保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

電話番号はお間違えのないように

事故が起こった場合…

ただちに損保ジャパン、取扱代理店
または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

損保ジャパン 事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間 ●24時間／365日

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（ナビダイヤル）0570-022808 <通話料有料>

受付時間 ●平日の午前9時15分から午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

ご加入のご案内

■「弁護士所得補償プラン」は**所得補償保険**と**団体長期障害所得補償保険(GLTD)**の2つの保険から構成されています

奥さま入院補償プランにご加入を希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険名	所得補償保険	団体長期障害所得補償保険(GLTD)		
ご加入いただく方(加入者)	弁護士協同組合の組合員			
保険の対象になる方(被保険者)	1. 弁護士協同組合の組合員とその従業員 ^(※) ※弁護士法人に雇用されている従業員を被保険者とする場合は弁護士法人の組合加入が必要です。 2. 組合員と従業員の家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)			
月額保険金額	10万円～ 600万円 /月	10万円～ 150万円 /月		
保険金額の限度額	所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険(GLTD) ＋他の保険契約等 ^(※) ≤ 600万円/月 (※)「他の保険契約等」とは、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。			
ご加入いただける年齢		弁護士先生	弁護士以外	対象期間
	新規	満79歳まで	満69歳まで	5年間：満65歳まで
	継続	満89歳まで	満79歳まで	10年間：満60歳まで
	※対象期間2年タイプは新規・継続いずれの場合も満63歳まで			満70歳まで：満69歳まで
保険料のお支払方法	■ 月払(毎月22日 金融機関休業日の場合は翌営業日) ■ 半年払(5月22日、11月22日) ■ 一時払(5月22日)		■ 月払(毎月22日 金融機関休業日の場合は翌営業日) ■ 一時払(5月22日)	
	所得		GLTD	
	一時払契約で補償開始日が5月以外の場合は、初回保険料の口座引去りができません。 加入時のみ、 保険料を下記口座へお振込みください。			
	半年払契約で補償開始日が5月・11月以外の場合は、初回保険料の口座引去りができません。 加入時のみ、 保険料を下記口座へお振込みください。			
みずほ銀行 新橋支店 普通 No.2676944 口座名義：全国弁護士協同組合連合会 所得口				
保険期間	2023年5月1日 午後4時から 2024年5月1日午後4時まで			
申込締切日	2023年3月24日(中途加入でのご加入も随時受け付けております。) 2023年3月25日以降、保険期間中途でのご加入は、毎月10日締切・翌月1日補償開始となります。 保険期間途中で加入された方も、2024年5月1日午後4時で保険期間が終了します。翌年以降は1年間ごとの保険契約となります。また、更新時特段のお申し出がない場合、保険金額・補償内容等、前年同等条件にて自動継続とさせていただきます。(この場合、年齢区分の変更等により保険料は変更となる場合があります)			

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

総括代理店	取扱代理店
株式会社 カイトー (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで) 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6西新宿K-1ビル TEL 03(3369)3100 / FAX 03(3369)3120 E-mail:lawyer_insh@kaito.co.jp	
引受保険会社 (総括担当店)	(担当営業店)
損害保険ジャパン 株式会社 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで) 団体・公務開発部第二課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03(3349)5402 FAX 03(6388)0161	(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

(全弁協商品名称:弁護士所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、家事従事者入院補償保険)

(SJ22-13659、2023年1月12日作成)

(23010187) [362940] -0900